

「第3次田辺市男女共同参画プラン」

令和7年度推進状況報告書（案）

「第3次田辺市男女共同参画プラン」

【基本理念】 だれもが認め合い 幸せを実感できるまち たなべ

〔基本理念の実現に向けた3つの基本方針〕

あらゆる分野における

男女共同参画の推進

女性が活躍できる

環境づくり

多様な立場の人々が

安心できる環境づくり

令和8年6月

田 辺 市

は じ め に

田辺市では、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として「田辺市男女共同参画プラン」を策定し、様々な施策に取り組んでいます。

令和6年3月に策定した「第3次田辺市男女共同参画プラン」では、基本理念を「だれもが認め合い 幸せを実感できるまち たなべ」とし、男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者、関係機関・団体等が、それぞれの立場で、自ら考え行動していけるよう、取組を進めています。

この報告書は、「第3次田辺市男女共同参画プラン」を実効性のあるものとするため具体的施策として掲げた個々の施策の令和7年度における進捗状況について、担当部署からの回答を基にまとめたものです。

ここに、各課の取組の推進状況をご報告いたします。

令和8年6月

田辺市男女共同参画推進室

目 次

1. 「第3次田辺市男女共同参画プラン」の施策体系	P 1
2. 「第3次田辺市男女共同参画プラン」推進状況報告書（令和7年度）〔各課からの報告〕	P 2
基本方針1. あらゆる分野における男女共同参画の推進	P 2
施策（1）男女共同参画の意識啓発	P 2
施策（2）男女共同参画に関する学習の推進	P 3
施策（3）政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	P 6
施策（4）まちづくりにおける男女共同参画の推進	P 8
施策（5）消防・防災分野における男女共同参画の推進	P 10
施策（6）家庭生活における男女共同参画の促進	P 11
基本方針2. 女性が活躍できる環境づくり	P 12
施策（1）職業生活における女性活躍の推進	P 12
施策（2）子育て・介護等の支援の充実	P 15
基本方針3. 多様な立場の人々が安心できる環境づくり	P 16
施策（1）相談体制の整備	P 16
施策（2）男女間の暴力の根絶をめざす仕組みづくり	P 17
施策（3）困難を抱える女性への支援	P 19
施策（4）性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進	P 21
施策（5）生涯を通じた健康づくり支援	P 22
プランの推進 推進体制の整備	P 23
審議会等一覧（令和7年度女性の参画状況調査）	P 24

施策体系:第3次田辺市男女共同参画プラン

基本方針	施策	No.	取組
1 あらゆる分野における 男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画の意識啓発	1	男女共同参画を進める広報・啓発活動の推進
	(2) 男女共同参画に関する学習の推進	2	学校における男女平等を推進する教育の充実
		3	生涯にわたる男女共同参画学習の推進
	(3) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	4	行政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
		5	事業者・経済団体における方針決定過程への男女共同参画の促進
	(4) まちづくりにおける男女共同参画の推進	6	地域社会における男女共同参画の推進
		7	まちづくりの多様な分野における男女共同参画の推進
	(5) 消防・防災分野における男女共同参画の推進	8	消防・防災分野における男女共同参画の推進
2 女性が活躍できる 環境づくり	(1) 職業生活における女性活躍の推進	10	女性が活躍できる就業環境の整備の促進
		11	女性の職業能力開発等の促進
		12	農林水産業における男女共同参画の推進
	(2) 子育て・介護等の支援の充実	13	男女共同参画・女性活躍につながる子育て・介護等の支援の充実
3 多様な立場の人々が 安心できる環境づくり	(1) 相談体制の整備	14	相談体制の整備
	(2) 男女間の暴力の根絶をめざす仕組みづくり	15	男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成
		16	関係機関等との連携によるDV被害者の保護と自立に向けた支援
	(3) 困難を抱える女性への支援	17	性暴力・性犯罪被害、ストーカー被害、売買春など困難を抱える女性への支援
		18	ひとり親家庭への支援
	(4) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進	19	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進
	(5) 生涯を通じた健康づくり支援	20	生涯を通じた健康づくり支援
		21	妊娠・出産に関する健康づくり支援

「第3次田辺市男女共同参画プラン」推進状況報告書(令和7年度)〔各課からの報告〕

基本方針/施策/取組No./具体的な取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、△該当があった場合報告要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和8年3月1日現在または具体的な日があれば記入してください。	参考事項等
基本方針1. あらゆる分野における男女共同参画の推進/施策(1)男女共同参画の意識啓発				
1 (1) No.1 男女共同参画を進める広報・啓発活動の推進				
①性別による固定的な役割分担意識を見直し、仕事と家庭の両立など男女共同参画を進めるための講座、講演会などの開催	【男女共同参画推進室】	○年間男女共同参画センター事業 ・男女共同参画講演会、男女共同参画DVD上映会、連絡会企画講座、推進員企画講座、企業人権研修会など ※相談支援ステップアップ講座とDV関係講座は別項目へ(No.14,15)	・男女共同参画講演会 1回 ・和歌山県ジェンダー平等推進センター“りいぶる”との共催講座 1回 ・男女共同参画センター企画DVD上映会 2回 ・男女共同参画連絡会企画講座 2回 ・男女共同参画推進員企画講座 3回 ※詳細は「令和7年度男女共同参画センター事業報告書」(令和8年3月31日)を参照	
②男女共同参画関連グッズの配布による啓発	【男女共同参画推進室】	○年間啓発グッズ配布数	・女性電話相談の名入りメモ帳800冊、ポケットブック「女性と人権」「DV」「セクシュアル・マイノリティと人権」「マタニティハラスメント パタニティハラスメント ケアハラスメント」合計1,370冊、県から配布された啓発グッズ(ポケットティッシュ・DV相談先記載のカード)を配布し、啓発を行った。 ・配布方法:講座開催時や街頭啓発(6月「男女共同参画週間」、11月「女性に対する暴力をなくす運動」期間)での配布や、市施設窓口への設置等。	
③田辺市公式SNSのX(旧Twitter)、Facebook(フェイスブック)及びLINE(ライン)やホームページでの情報発信	【男女共同参画推進室】	○年間SNS情報発信依頼件数 ○年間ホームページ更新回数 ※講座等の募集告知は除く	・市公式SNS(X・Facebook・LINE)情報発信件数 12件 ・ホームページ更新回数 12回 ※講座等の募集告知は除く	
④「広報田辺」への記事掲載	【企画広報課】	○広報田辺掲載回数 ※講座等の募集告知は除く ・6月号 男女共同参画週間 ・特集※何年かに1回 など	広報田辺掲載回数1回(「男女共同参画等に関する図書の貸出を行っています」)。 また、11月号の「図書館へ行こう」のコーナー内で、「人権の本特集」としてデートDV予防の書籍、ほか3冊を紹介。	

「第3次田辺市男女共同参画プラン」推進状況報告書(令和7年度)〔各課からの報告〕

基本方針/施策/取組No./具体的な取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、△該当があった場合報告要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和8年3月1日現在または具体的な日があれば記入してください。	参考事項等
	【男女共同参画推進室】	○広報田辺掲載回数 ※講座等の募集告知は除く ・6月号 男女共同参画週間 ・特集※何年かに1回 など	(上記再掲)広報田辺掲載回数1回(「男女共同参画等に関する図書の貸出を行っています」)(再掲No.1③)	
	【企画広報課】	△広報田辺掲載回数 ・コラム「やさしさひろがる人権のわ」※不定期	広報田辺掲載回数・コラム「やさしさひろがる人権のわ」4回	
	【人権推進課】	△広報田辺掲載回数 ・コラム「やさしさひろがる人権のわ」※不定期	同上	
⑤男女共同参画センター広報紙「ゆう」の発行	【男女共同参画推進室】	○「ゆう」の発行回数	・男女共同参画センター広報紙「ゆう」の発行回数 3回(8月、10月、3月) ・市公式SNS(X・Facebook・LINE)情報発信件数 3件(再掲No.1③) ※詳細は「令和7年度男女共同参画センター事業報告書」(令和8年3月31日)を参照	
⑥男女共同参画に関する図書・資料等の収集、閲覧・貸出しによる情報提供	【男女共同参画推進室】	○年間購入数 ○年間貸出数	・市役所5階コミュニティスペースに本棚(180冊程度)、机・椅子、貸出用DVD棚(人権推進課と合同)を設置しており、図書は貸出可、自由に閲覧可。 ・市公式SNS(X・Facebook・LINE)情報発信件数 1件(再掲No.1③) ・年間購入数:図書13冊、定期購読雑誌1種 ・年間貸出数:図書48冊、DVD3本	
基本方針1. あらゆる分野における男女共同参画の推進/施策(2)男女共同参画に関する学習の推進				
1 (2) No.2 学校における男女平等を推進する教育の充実				
①学習指導要領に基づく、児童生徒の発達の段階に応じた、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての教育・指導の推進	【学校教育課】	■進捗管理項目なし ⇒ 学習指導要領に基づき指導しているが、進捗管理項目として実績を取りまとめる事務量が膨大であるため。	学習指導要領及び田辺市の「学校教育指導の方針」の「人を大切にする教育」に基づき指導している。	

「第3次田辺市男女共同参画プラン」推進状況報告書(令和7年度)〔各課からの報告〕

基本方針/施策/取組No./具体的な取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、△該当があった場合報告要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和8年3月1日現在または具体的な日があれば記入してください。	参考事項等
②教職員等の人権意識・男女共同参画意識向上のための研修の実施	【学校教育課】	△教職員に対する人権研修実施回数 ※男女共同参画に関する内容があった場合は報告する。(研修内容は男女共同参画には限らないため)	県教育委員会主催の「人権教育担当教員等研修会」において、人権に関わる教育課題及び学校における人権教育に関する指導方法等を研修したが、男女共同参画に関する内容はなかった。	
③個性と能力に応じた職場体験学習や進路指導の取組	【学校教育課】	■進捗管理項目なし ⇒ 元々、職場体験先は性別では選んでいない。学校現場で実施可能なことは、「この仕事は男、この仕事は女」といった性別による固定観念を払拭した指導を行うことだが、実績を取りまとめるのが困難なため。	職場体験学習や進路指導の際には人権学習も視野に入れ、道徳の教材ともリンクをさせて働くことの意味を学んでいる。また進路学習やキャリア教育では、自分の適性を見極め自己分析をする時間をとっている。小学校よりキャリアパスポートを活用しており、自己の成長や変容を自覚して自己理解を深めている。	
④人権・男女平等の視点に立った学校内の慣行の見直し	【学校教育課】	△何らかの見直しがあった場合のみ報告する。	今年度の見直しは特になかった。	和歌山県男女共同参画基本計画の具体的施策の一つ「男女共同参画推進のための教育等の充実・学校教育での取組の充実」
⑤学習指導要領に基づく性に関する指導	【学校教育課】	■進捗管理項目なし ⇒ 学習指導要領に基づき指導しているが、進捗管理項目として実績を取りまとめる事務量が膨大であるため。	学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導している。	文部科学省「学校における性に関する指導について」 ・学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導することとしている。 (以下、省略) 【学習指導要領解説(保健体育編)】

「第3次田辺市男女共同参画プラン」推進状況報告書(令和7年度)〔各課からの報告〕

基本方針/施策/取組No./具体的な取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、△該当があった場合報告要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和8年3月1日現在または具体的な日があれば記入してください。	参考事項等
⑥生徒指導提要(改訂版)を踏まえた性的マイノリティの児童生徒に対するきめ細かな対応	【学校教育課】	■進捗管理項目なし ⇒ 生徒指導提要(改訂版)に基づき対応しているが、特に配慮が必要な個人情報につながることから、進捗管理項目として実績を取りまとめることは行わない。	各学校において、生徒指導提要(改訂版)に基づき対応している。	・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号) ・心身の発達に応じた教育及び学習の振興(法10条1項) ・文部科学省ホームページ 令和4年12月に公表した改訂版生徒指導提要において、性的マイノリティに関する課題と対応について新たに追記したほか、教職員向けの研修動画の配信、教職員向け理解啓発パンフレットの作成・周知、教育委員会等への通知の発出など、適切な対応のための取組を行っております。
1 (2) No.3 生涯にわたる男女共同参画学習の推進				
①まちづくり学びあい講座「男女共同参画社会の実現をめざして」、「田辺市人権尊重のまちづくり条例について」の実施	【男女共同参画推進室】	○学びあい講座実施回数・参加人数	学びあい講座 1回 ・令和7年9月24日 対象:民間団体 参加者:25人	
②公民館等における人権学習会の実施	【人権推進課】	○学びあい講座実施回数・参加人数	学びあい講座 人権研修 2回 ・令和7年6月13日 対象:町内会 参加者:41人 ・令和7年11月18日 対象:民間団体 参加者:31人	
③田辺市男女共同参画推進員の活動	【生涯学習課】	△人権研修実施回数 ※男女共同参画に関する内容があった場合は報告する。(研修内容は男女共同参画には限らないため)	・芳養公民館人権学習会(田辺市人権擁護連盟田辺支部女性問題部会と共催) 内容:女性問題に関するビデオ鑑賞、グループに分かれておしゃべり、グループ意見発表 回数:1回 参加人数:18名	第2次田辺市生涯学習推進計画(後期基本計画)/「施策の展開」⑤ 人権意識を高める学習の推進【現状と課題】 同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決するため、市民・行政・企業・関係機関・関係団体が連携して人権教育や啓発の取組を進めていますが、依然として、同和問題に対する誤った認識による差別、 女性 や子供、高齢者、障害のある人、外国人、犯罪被害者、 性的少数者等に対する差別や暴力 、疾病等に起因する差別や暴力その他様々な人権問題が存在しています。(以下、省略)
	【男女共同参画推進室】	○男女共同参画推進員の活動状況まとめ	・推進員は8名 ・月1回の定例会で推進員企画講座の企画協議や広報紙「ゆう」内記事“推進員のつぶやき”の原稿作成等を行った。 ・推進員企画講座 3回(再掲No.1①) ※詳細は「令和7年度男女共同参画センター事業報告書」(令和8年3月31日)を参照	

「第3次田辺市男女共同参画プラン」推進状況報告書(令和7年度)〔各課からの報告〕

基本方針/施策/取組No./具体的な取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、△該当があった場合報告要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和8年3月1日現在または具体的な日があれば記入してください。	参考事項等
④田辺市男女共同参画連絡会の活動	【男女共同参画推進室】	○男女共同参画連絡会の活動状況まとめ	・連絡会総会 1回、役員会 2回 ・連絡会加入団体 19団体 ・連絡会企画講座 2回(再掲No.1①) ※詳細は「令和7年度男女共同参画センター事業報告書」(令和8年3月31日)を参照	
⑤田辺市人権擁護連盟の活動	【人権推進課】	○田辺支部女性問題部会の活動状況概要 △人権擁護連盟(全体)の活動実績 ※男女共同参画に関する内容があった場合	◇田辺支部女性問題部会 ・総会: 2回。場所:市役所 令和7年6月12日は出席9人、令和8年2月12日は出席5人 ・街頭啓発: 4回 ・地域交流会(再掲No.3②):「ビデオを観て、おしゃべりしませんか?」令和8年1月24日 共催・場所:芳養公民館 参加:18人、理事4人、市職員 ・講演会(市場 美佐子氏)への参加 参加:6人 ・男女共同参画センター主催各種講座への参加 ・「日本女性会議2025橿原」への参加 参加:4人 ・「日本女性会議2025橿原」報告会 参加:9人	
⑥田辺市企業人権推進協議会の活動	【商工振興課】	△企業人権推進協議会の活動実績 ※男女共同参画に関する内容があった場合	男女共同参画に関する内容の活動はなかった。	
基本方針1. あらゆる分野における男女共同参画の推進/施策(3)政策・方針決定過程への男女共同参画の推進				
1 (3) No.4 行政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進				
①審議会等の委員に占める女性の割合の増加	【各課】	△審議会等における女性の割合 【別紙「審議会等一覧」に記載のある課】	【別紙「審議会等一覧」にて報告】	・内閣府の男女共同参画基本計画(令和8年3月)の成果目標の一つ「地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合」「市町村防災会議の委員に占める女性の割合」「都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数」 ・市では公募制度だけでは女性比率の拡大につながらず、現状では、各団体への委員選出依頼の際に、無理のない範囲で女性の選出をお願いしている場合がある。
②市の管理職に占める女性の割合の増加	【総務課】	○行政における女性管理職の割合	令和7年4月1日現在・市職員総数 919人、うち女性288人(女性割合31.3%)・部長級 22人中、女性2人(9.1%)・課長級 126人中、女性20人(15.9%)・係長級 223人中、女性45人(20.2%)	内閣府の男女共同参画基本計画(令和8年3月)の成果目標の一つ「市町村職員の各役職段階に占める女性の割合」

「第3次田辺市男女共同参画プラン」推進状況報告書(令和7年度)〔各課からの報告〕

基本方針/施策/取組No./具体的な取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、△該当があった場合報告要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和8年3月1日現在または具体的な日があれば記入してください。	参考事項等
③小中学校の管理職に占める女性の割合の増加	【学校教育課】	○小中学校における女性管理職の割合	令和8年3月1日現在女性の管理職の登用状況 ・小学校における管理職教員 校長25人中、女性9人(36.0%) 教頭25人中、女性11人(44.0%) ・中学校における管理職教員 校長13人中、女性5人(38.5%) 教頭13人中、女性6人(46.2%)	内閣府の男女共同参画基本計画(令和8年3月)の成果目標の一つ「初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合」
1 (3) No.5 事業者・経済団体における方針決定過程への男女共同参画の促進				
①関係機関等と連携し、役員・管理職に占める女性の割合の増加について、事業者に対して情報発信	【商工振興課】	△関係機関等のホームページへのリンク ※新規、変更等があった場合内容を記載	商工振興課ホームページ＞女性の就業支援に関する情報【事業者の方向け】のページでは、女性活躍推進法や、「ポジティブ・アクション(女性社員の活躍推進)に取り組まれる企業の方へ」などについて厚生労働省のホームページへのリンクを掲載し、情報発信している。	・内閣府の男女共同参画基本計画(令和8年3月)の成果目標の一つ「民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合」「東証プライム市場上場企業役員に占める女性の割合」 ・世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数2025年によると、日本は148か国中118位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。
②農協、漁協、森林組合、商工会議所、商工会における意思決定の場への女性の参画促進	【農業振興課】	○農協における女性役員の割合	JAわかやま 役員67人、うち女性11人(女性割合16%)※県下合併によりR7からはJAわかやま全体で回答。 R6まではJA紀南で回答 JA紀南:役員58人、うち女性10人(女性割合17%)	内閣府の男女共同参画基本計画(令和8年3月)の成果目標の一つ「農業協同組合の役員に占める女性の割合」
	【水産課】	○漁協における女性役員の割合	役員20人、うち女性0人(女性割合0%)	
	【山村林業課】	○森林組合における女性役員の割合	役員(西牟婁森林組合13人、中辺路町森林組合12人、龍神村森林組合13人、本宮町森林組合7人)のうちいずれも女性0人(女性割合0%)	

「第3次田辺市男女共同参画プラン」推進状況報告書(令和7年度)〔各課からの報告〕

基本方針/施策/取組No./具体的な取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、△該当があった場合報告要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和8年3月1日現在または具体的な日があれば記入してください。	参考事項等
	【商工振興課】	○商工会議所、商工会における女性役員の割合	田辺商工会議所 役員34人、うち女性3人(女性割合8.8%) 牟婁商工会 役員26人、うち女性1人(女性割合3.8%) 龍神商工会 役員17人、うち女性3人(女性割合17.6%) 中辺路商工会 役員15人、うち女性2人(女性割合13.3%) 大塔商工会 役員15人、うち女性0人(女性割合0%) 本宮商工会 役員14人、うち女性3人(女性割合21.4%)	
	【男女共同参画推進室】	△該当があった場合報告要	該当なし	
基本方針1. あらゆる分野における男女共同参画の推進/施策(4)まちづくりにおける男女共同参画の推進				
1 (4) No.6 地域社会における男女共同参画の推進				
①単位町内会・自治会、単位PTAの会長や役員に占める女性の割合の増加	【自治振興課】	○単位町内会・自治会における女性会長の割合・女性役員の割合	・単位町内会・自治会 会長206人、うち女性13人(女性割合6.3%) ・単位町内会・自治会 役員については把握していない。	・内閣府の男女共同参画基本計画(令和8年3月)の成果目標の一つ「自治会長に占める女性の割合」 ・内閣府の男女共同参画白書では「自治会長及びPTA会長に占める女性の割合の推移」が統計データとして公開されている。 ・内閣府の男女共同参画白書では「自治会長及びPTA会長に占める女性の割合の推移」が統計データとして公開されている。
	【生涯学習課】	○単位PTAにおける女性会長の割合・女性役員の割合	・単位PTA会長39人、うち女性7人(女性割合17.95%) ・単位PTA(会長含む)役員181人、うち女性69人(女性割合38.12%)	

「第3次田辺市男女共同参画プラン」推進状況報告書(令和7年度)〔各課からの報告〕

基本方針/施策/取組No./具体的な取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、△該当があった場合報告要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和8年3月1日現在または具体的な日があれば記入してください。	参考事項等
1 (4) No.7 まちづくりの多様な分野における男女共同参画の推進				
①まちづくりの各分野における男女共同参画の視点を踏まえた講座、講演会などの開催	【各課】	△講座・講演会実施回数・参加人数 ※男女共同参画に関する活動があった場合	【西部センター】 防災講演会(女性視点からの避難所の在り方)、場所:西部センター、参加34名うち女性10名 【環境課】 まちづくり学びあい講座 内容:ごみの減量、水質浄化及び地球温暖化防止(カーボンニュートラル)について・ゲームで体験カーボンニュートラル 場所:下芝会館他1箇所、回数:2回、参加人数:20名 【中辺路教育事務所】 人権を考える学習会 映画「渇水」の鑑賞会。参加者27名。市女性会連絡協議会中辺路支部の研修事業として共同開催。	内閣府の男女共同参画基本計画(令和8年3月)第2部Ⅰ第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進、第2部Ⅱ第9分野4環境問題への取組における男女共同参画の推進(2)具体的な取組 ① 気候変動問題等に係る環境政策や環境に影響を与える産業・エネルギー政策の政策・方針決定過程における女性の参画拡大を図る。【経済産業省、環境省】②(略) ③ 環境問題に関する施策の企画立案・実施に当たっては、男女別データを把握し、女性と男性に与える影響やニーズの違いを踏まえた対応を行う。【環境省】
②一時保育等の充実による各種活動への参加促進	【各課】	△行事、イベントにおける一時保育実施回数・利用人数 ※男女共同参画推進室のイベントには限らない。	【人権推進課】 ・「たなべ人権フェスティバル」(演題)オズの魔法使い840名参加中、一時保育利用者 8家族。 【男女共同参画推進室】 ・男女共同参画講演会 51人参加中、一時保育利用者 3家庭。 【健康増進課】 52組中21組の利用。 (すくすく教室開催中別室で保育をしています) 【生涯学習課】 子育て中の保護者を対象にした田辺市家庭教育支援講座で一時保育を実施。 ・1回目 6家庭の参加中、6家庭が一時保育を利用 ・2回目 9家庭の参加中、6家庭が一時保育を利用 ・3回目 6家庭の参加中、4家庭が一時保育を利用 ・4回目 8家庭の参加中、6家庭が一時保育を利用	
③田辺市自治会連合会、田辺市PTA連合会など市で事務局を担っている各種団体の会長や役員に占める女性の割合の増加	【各課】	△団体の女性役員の割合	市事務局団体 47団体の役員総数 863人、うち女性の人数 164人、女性の割合 19.0%。 また47団体のうち女性役員のいる団体は35団体、いない団体は12団体。	例)自治会連合会、PTA連合会、老人クラブ連合会連絡協議会、暴力追放、環境美化、観光協会など

「第3次田辺市男女共同参画プラン」推進状況報告書(令和7年度)〔各課からの報告〕

基本方針/施策/取組No./具体的な取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、△該当があった場合報告要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和8年3月1日現在または具体的な日があれば記入してください。	参考事項等
④農業委員など市の非常勤特別職等の委員等に占める女性の割合の増加	【各課】	△女性委員の割合 【別紙「審議会等一覧」に記載のある課】	【別紙「審議会等一覧」にて報告】	・内閣府の男女共同参画基本計画(令和8年3月)の成果目標の一つ「農業委員に占める女性の割合」 ・田辺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (5)農業委員会の委員 (6)農地利用最適化推進委員 【農業委員会事務局】ほか
⑤人権擁護委員など国が委嘱する委員に占める女性の割合の増加	【各課】	△女性委員の割合 【別紙「審議会等一覧」に記載のある課】	【別紙「審議会等一覧」にて報告】	人権擁護委員【人権推進課】、行政相談委員【自治振興課】、保護司【自治振興課】、民生委員・児童委員【福祉課】
⑥シルバー人材センターと連携した、働く意欲のある女性高齢者への就労支援	【やすらぎ対策課】	○シルバー人材センターにおける女性会員の割合 ○シルバー人材センターにおける仕事受注実績における女性の受注実績の割合	会員数376人、うち女性137人(女性割合36.4%)、就業実人数221人、うち女性68人(女性割合30.7%)、令和8年3月末時点	シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織。
⑦一般社団法人全日本女子野球連盟の女子野球タウン認定を踏まえた女子野球普及と地域活性化の取組の推進をはじめとした女性のスポーツ参加の促進	【スポーツ振興課】	△一般社団法人全日本女子野球連盟と連携したイベントや女性のスポーツ参加の促進に関するイベントの実施数・参加者数 ※実施があった場合	県内の女子硬式野球選手(8名)を対象に田辺スポーツパークにて野球教室を行った。	令和3年10月に一般社団法人全日本女子野球連盟の女子野球タウン認定(認定期間:5年間)
	【各課】	△女性のスポーツ参加の促進に関するイベントの実施数・参加者数 ※実施があった場合	なし	
基本方針1. あらゆる分野における男女共同参画の推進/施策(5)消防・防災分野における男女共同参画の推進				
1 (5) No.8 消防・防災分野における男女共同参画の推進				
①男女共同参画の視点を大切に田辺市避難所運営マニュアルの見直し	【防災まちづくり課】	△避難所運営マニュアルの見直し内容 ※男女共同参画に関する見直しがあった場合	見直しはなかった。	・避難所運営マニュアルの策定は終わっているため、今後の見直しに男女共同参画の視点を反映していく。 ・〔参考〕市民アンケート(R5)の設問等 問15. 防災・災害復興における次の事項について、女性に配慮して取り組む必要があると思いますか。 ウ. 避難所の設置・運営に配慮する(例:トイレ、更衣室の確保等) エ. 避難所の運営に女性が関わる(例:避難所運営役員への女性の参画)

「第3次田辺市男女共同参画プラン」推進状況報告書(令和7年度)〔各課からの報告〕

基本方針/施策/取組No./具体的な取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、△該当があった場合報告要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和8年3月1日現在または具体的な日があれば記入してください。	参考事項等
②男女共同参画の視点を大切にした備蓄計画の見直しと備蓄品の調達(更新、追加購入など)	【防災まちづくり課】	△備蓄計画の見直し内容 ※男女共同参画に関するもの ○備蓄品の調達 ※男女共同参画に関するもの	・備蓄計画の見直しはなかった。 ・推奨保管期限を迎える備蓄生理用品の入替えを行った(古いものはローリングストックの観点から本庁舎で試験的設置を行っている)。 ・生理用品の主な備蓄場所については、田辺スポーツパーク、消防庁舎、各行政局であり、総数は4,180個。(令和7年度末)	・備蓄計画の策定は終わっているため、今後の見直しに男女共同参画の視点を反映していく。 ・〔参考〕市民アンケート(R5)の設問等問15. 防災・災害復興における次の事項について、女性に配慮して取り組む必要があると思いますか。 カ. 備蓄物資に配慮する(例:医薬品、介護用品、生理用品の確保等)
③男女共同参画の視点を大切にした防災学習会や避難所運営訓練の実施と女性の参加率の向上	【防災まちづくり課】	○防災学習会の実施回数・女性参加率 ○避難所運営訓練の実施回数・女性参加率	・防災学習会48回、参加者1,527人(女性割合未把握)、うち2回は男女共同参画の視点を取り入れた内容とした。 ・避難訓練については、毎年田辺市が主催する防災訓練としては令和7年度実施回数C地区1回、参加人数は2,913人(女性割合未把握)。	〔参考〕市民アンケート(R5)の設問等問15. 防災・災害復興における次の事項について、女性に配慮して取り組む必要があると思いますか。 エ. 避難所の運営に女性が関わる(例:避難所運営役員への女性の参画)
④自主防災組織の会長や役員に占める女性の割合の増加	【防災まちづくり課】	○自主防災会における女性会長の割合・女性役員の割合	・自主防災会会長195人、うち女性13人(女性割合6.7%) ・田辺市自主防災会連絡協議会(自主防災会の代表者で構成) 役員5人、うち女性0人	
⑤田辺市消防団女性消防団員の増加	【消防総務課】	○女性消防団員の割合 【別紙「審議会等一覧」参照】	【別紙「審議会等一覧」にて報告】	内閣府の男女共同参画基本計画(令和8年3月)の成果目標の一つ「消防団員に占める女性の割合」
⑥消防庁女性活躍ガイドブックを踏まえた女性消防吏員の活躍推進	【消防総務課】	○女性消防吏員の割合 ○庁舎見学会や職業説明会への女子学生の参加割合	・女性消防吏員の割合 5% ・8人/161人 ・庁舎見学会への女子学生の割合17%(3人参加/18人)	内閣府の男女共同参画基本計画(令和8年3月)の成果目標の一つ「消防吏員の採用者に占める女性の割合」
基本方針1. あらゆる分野における男女共同参画の推進/施策(6)家庭生活における男女共同参画の促進				
1 (6) No.9 家庭生活における男女共同参画の促進				
①男性の家庭生活への参画や、共に協力して家事・育児・介護等を担うための講座、講演会などの開催	【男女共同参画推進室】	■進捗管理項目なし⇒No.1①の実績に含まれる。	講座『「世代で違う！昭和と令和の家づくりの進め方！」～変わる常識、変わらない想い～』 時代の変化に伴い、家づくりの進め方や家庭のあり方が大きく変化してきたことについて、お話いただいた。 (再掲No.1①、No.3③) ※詳細は「令和7年度男女共同参画センター事業報告書」(令和8年3月31日)を参照	

「第3次田辺市男女共同参画プラン」推進状況報告書(令和7年度)〔各課からの報告〕

基本方針/施策/取組No./具体的な取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、△該当があった場合報告要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和8年3月1日現在または具体的な日があれば記入してください。	参考事項等
②パパママ教室による産後の子育てを両親で協力して行うきっかけづくり	【健康増進課】	○パパママ教室参加者数	パパママ教室10回、参加者 パパ61人、ママ66人、合計127人	パパママ教室の内容:1.親となる日のために+パパの妊婦体験 2.赤ちゃんのお風呂体験
③お父さんのための育児ガイドブック「父子健康手帳」の配布	【健康増進課】	○父子健康手帳の配布数	父子健康手帳は母子健康手帳交付時に配布(第1子のみ)。122冊。	
基本方針2. 女性が活躍できる環境づくり/施策(1)職業生活における女性活躍の推進				
2 (1) No.10 女性が活躍できる就業環境の整備の促進				
①女性が活躍できる環境整備に向けた県の女性活躍企業同盟への参加促進	【商工振興課】	○田辺市の和歌山県「わかやまジェンダー平等プロジェクト」参加企業数(「女性活躍企業同盟」から改組(R7.11))	和歌山県「わかやまジェンダー平等プロジェクト」参加企業団体30社(385社中)※登録企業団体一覧の「西牟婁」エリアから田辺市の企業団体数	〔プロジェクトの目的〕多くの社会課題の根底に潜むジェンダー格差をなくすため、ジェンダー平等推進に向けた様々な取組を行う企業団体を登録し、交流を通じた情報共有や取組の充実を図るとともに、個々の意識改革を行うことで、女性活躍を含むジェンダー平等が進み、誰もが居場所と出番のある社会へと和歌山県全体で推進することを目的とします。
②仕事と子育てが両立できる社会の実現に向けたわかやま結婚・子育て応援企業同盟への参加促進	【商工振興課】	○田辺市の「わかやま結婚・子育て応援企業同盟」参加企業数⇒※「和歌山こどもまんなか応援団」創設	和歌山県「和歌山こどもまんなか応援団」参加企業13社(196社中) ※参加企業団体一覧の「西牟婁」エリアから田辺市の企業団体数	「和歌山こどもまんなか応援団」は、仕事と子育ての両立を推進し、こどもや子育て中の方々を応援する事業所・団体を県が登録する制度です。
③関係機関等と連携した、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定・公表や女性活躍に関する情報の公表についての情報発信	【商工振興課】	△関係機関等のホームページへのリンク ※新規、変更等があった場合内容を記載	商工振興課ホームページ＞女性の就業支援に関する情報【求職者の方向け】【事業者の方向け】＞のページでは、女性活躍推進法について厚生労働省のホームページへのリンクを掲載し、情報発信している	改正女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定や情報公表の対象について ○常時雇用する労働者数101人以上の一般事業主は「義務」 ○常時雇用する労働者数100人以下の一般事業主は「努力義務」
④関係機関等と連携した、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)についての情報発信	【商工振興課】	△関係機関等のホームページへのリンク ※新規、変更等があった場合内容を記載	商工振興課ホームページ＞女性の就業支援に関する情報【求職者の方向け】【事業者の方向け】＞のページでは、女性活躍推進法やえるぼし認定について厚生労働省のホームページへのリンクを掲載し、情報発信している	○えるぼし認定：一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定。 ○プラチナえるぼし認定：えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定。

「第3次田辺市男女共同参画プラン」推進状況報告書(令和7年度)〔各課からの報告〕

基本方針/施策/取組No./具体的な取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、△該当があった場合報告要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和8年3月1日現在または具体的な日があれば記入してください。	参考事項等
⑤関係機関等と連携した、子育ての社会化の重要性を浸透させるため、育児休業、介護休業、時短勤務などの各種制度の利用について情報発信	【商工振興課】	△関係機関等のホームページへのリンク ※新規、変更等があった場合内容を記載	商工振興課ホームページ＞女性の就業支援に関する情報【求職者の方向け】【事業者の方向け】＞のページでは、女性活躍推進法や育児・介護休業法等について厚生労働省のホームページへのリンクを掲載し、情報発信している	・最近「子育ての社会化」と言われることが多いと思われるためその表現としている。 ・〔参考〕市民アンケート(R5)の設問等問20. 育児や家族介護を行うために、法律に基づき育児休業や介護休業を取得できる制度があります。この制度を利用して、男性が育児休業や介護休業等を取得することについて、あなたはごどう思いますか。 ア. 育児休業 イ. 介護休業 ウ. 時短勤務
⑥関係機関等と連携した、長時間労働などの働き方の見直しや、仕事も家庭も両立できる職場環境づくりについて情報発信	【商工振興課】	△関係機関等のホームページへのリンク ※新規、変更等があった場合内容を記載	商工振興課ホームページ＞女性の就業支援に関する情報【事業者の方向け】＞では、「仕事と生活の調和推進(ワークライフバランス)に向けて」(内閣府男女共同参画局)のリンクを掲載し、情報発信をしている	
⑦関係機関等と連携した、セクシュアル・ハラスメント防止について情報発信	【商工振興課】	△関係機関等のホームページへのリンク ※新規、変更等があった場合内容を記載	商工振興課ホームページ＞女性の就業支援に関する情報【求職者の方向け】【事業者の方向け】＞では、(公財)21世紀職業財団へのリンクを掲載し、「ハラスメントのない働きやすい環境」等について掲載し、情報発信をしている	
2 (1) No.11 女性の職業能力開発等の促進				
①関係機関等と連携した、女性の職業能力の開発や必要な技能の習得に関する情報発信	【商工振興課】	△関係機関等のホームページへのリンク ※新規、変更等があった場合内容を記載	商工振興課ホームページ＞女性の就業支援に関する情報【求職者の方向け】【事業者の方向け】＞では、求職者支援制度のご案内(厚生労働省、ハローワーク)等について情報発信している	
②関係機関等と連携した、女性の就業や起業等に関する情報発信	【商工振興課】	△関係機関等のホームページへのリンク ※新規、変更等があった場合内容を記載	商工振興課ホームページ＞女性の就業支援に関する情報【求職者の方向け】＞では、新規開業資金(女性、若者/シニア起業家支援関連)(日本政策金融公庫)等について情報発信している	
③創業ゼミ、たなべ未来創造塾、たなべプチ起業塾による起業・第二創業等の支援	【商工振興課】	○創業ゼミの女性参加者数と割合	創業ゼミ参加者23人、うち女性6人(女性割合26%)	

「第3次田辺市男女共同参画プラン」推進状況報告書(令和7年度)〔各課からの報告〕

基本方針/施策/取組No./具体的な取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、△該当があった場合報告要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和8年3月1日現在または具体的な日があれば記入してください。	参考事項等
	【たなべ営業室】	○たなべ未来創造塾の女性参加者数と割合 ○たなべプチ起業塾の女性参加者数と割合	○たなべ未来創造塾 産官学金が一体となり、男女問わず地域課題の解決や地域資源の活用をビジネスの視点で考える人材の育成とビジネスモデルの創出に向けた取組として「たなべ未来創造塾」を実施。 〔参加者実績〕※()は女性の人数・割合 ・令和7年度修了生:第10期・16名(4名・25%) ・令和7年度末修了生:124名(34名・27.4%) ○たなべプチ起業塾 自分の強みを活かした地域課題解決型のビジネスモデルを生み出すことができるよう「たなべプチ起業塾」を開催し、地域で輝く女性人材の育成を図る。 〔参加者実績〕※()は女性の人数・割合 ・令和7年度修了生:10名(5名・50%) ・令和7年度末修了生:55名(45名・81.8%)	
2 (1) No.12 農林水産業における男女共同参画の推進				
①パートナーシップ経営とワーク・ライフ・バランスの確保に向けた家族経営協定の促進	【農業振興課】	○家族経営協定締結数(新規と累計)	令和8年3月1日現在の家族経営協定総数は112戸(県67戸+市45戸)、新規4戸 主業経営体に対する家族経営協定の締結割合は約18%(2025農林業センサス概数値)	・内閣府の男女共同参画基本計画(令和8年3月)の成果目標の一つ「主業経営体に対する家族経営協定の締結割合」 ・『農業版女性が働きやすい職場づくりポイントガイドブック』((公社)日本農業法人協会):「労務管理編」「コミュニケーション・人材育成編」「労働環境改善編」「家族経営編」の4つのテーマに分けて、女性が働きやすい職場づくりのポイントを解説しています。
②認定農業者に占める女性の割合の増加	【農業振興課】	○女性認定農業者の割合	令和8年3月1日現在の女性認定農業者数は6人、認定農業者は193人、女性の割合は約3%	内閣府の男女共同参画基本計画(令和8年3月)の成果目標の一つ「認定農業者数に占める女性の割合」
③国の女性農林水産業者の活躍支援施策の活用	【農業振興課】	△施策活用実績 ※活用した場合のみ	該当なし	参考(個人を対象としたものも含む): 〔農林水産省〕女性が変わる未来の農業推進事業、農業女子プロジェクト〔林野庁〕女性林業関係者が気軽につながることのできるネットワーク構築や、女性の視点を活かした事業開発に対して支援〔水産庁〕女性活躍のための実践活動支援事業、海の宝!水産女子の元気プロジェクト
	【山村林業課】	△施策活用実績 ※活用した場合のみ	該当なし	
	【水産課】	△施策活用実績 ※活用した場合のみ	活用実績なし	

「第3次田辺市男女共同参画プラン」推進状況報告書(令和7年度)〔各課からの報告〕

基本方針/施策/取組No./具体的な取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、△該当があった場合報告要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和8年3月1日現在または具体的な日があれば記入してください。	参考事項等
④「農山漁村女性の日」を利用した啓発活動の展開	【農業振興課】	○広報田辺3月号 ○ホームページ ○SNS	該当なし	「農山漁村女性の日」 農林水産業・農山漁村の発展に向け、女性が農林水産業の重要な担い手として、より一層能力を発揮していくことを促進するため、農林水産省は、毎年3月10日を「農山漁村女性の日」と設定
	【山村林業課】	○広報田辺3月号 ○ホームページ ○SNS	該当なし	
	【水産課】	○広報田辺3月号 ○ホームページ ○SNS	広報誌、SNS 0回	
	【男女共同参画推進室】	○広報田辺3月号 ○ホームページ ○SNS	・ホームページ及び市公式SNS(X・Facebook・LINE)に、「農山漁村女性の日」のポスターを掲載。また農林水産省ホームページのリンクを記載し周知を行った。(再掲No.1③)	
基本方針2. 女性が活躍できる環境づくり/施策(2)子育て・介護等の支援の充実				
2 (2) No.13 男女共同参画・女性活躍につながる子育て・介護等の支援の充実				
①田辺市子ども・子育て支援事業計画による安心して仕事や社会参加と子育てが両立できる環境づくりの推進	【子育て推進課】	■点検及び評価の結果報告 (参考) 第6章 計画の推進 2.計画の進捗状況の点検及び評価	保育所、学童保育所、病児・病後児保育等の受け皿の環境整備を推進するとともに、働き方の多様化や結婚・子育てに対する意識の変化を踏まえ、企業等への啓発・情報提供を通じて、柔軟な働き方の選択肢の拡充および育児休業の取得促進を図っている。これらの取組は、令和7年度に開始する第3期田辺市子ども・子育て支援事業計画において基本的視点として位置付け、計画の策定をおこなっている。	田辺市子ども・子育て支援事業計画 基本目標2子育てと社会参加が両立したまち 1 保育サービス等の充実 2 両立支援の促進 ①仕事と育児の両立支援 ②就業への支援 ③父親の子育て参加の促進
②田辺市長寿プラン(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画)による介護保険サービスの提供	【やすらぎ対策課】	■計画期間が3年のため、計画更新する際に報告	計画更新の年度ではなかった	・内閣府の男女共同参画基本計画(令和8年3月)第2部Ⅰ第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 ・田辺市長寿プラン 2.基本目標 【5】安全・安心な暮らしを支える仕組みづくりをすすめます。(以下、略) ・田辺市障害福祉計画 8.計画の基本的視点 (2)安心して生活できるまちづくり(以下、略)
③田辺市障害福祉計画及び障害児福祉計画による障害福祉サービスの提供	【障害福祉課】	■計画期間が3年のため、計画更新する際に報告する。	計画更新の年度ではなかった。	

「第3次田辺市男女共同参画プラン」推進状況報告書(令和7年度)〔各課からの報告〕

基本方針/施策/取組No./具体的な取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、△該当があった場合報告要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和8年3月1日現在または具体的な日があれば記入してください。	参考事項等
基本方針3. 多様な立場の人々が安心できる環境づくり/施策(1)相談体制の整備				
3 (1) No.14 相談体制の整備				
①女性が出会う様々な悩みをともに受け止め、気持ちの整理のお手伝いをし、問題解決のための一歩を踏み出す応援につなげていくための女性電話相談の実施	【男女共同参画推進室】	○女性電話相談対応件数	相談件数35件(令和8年3月31日現在)。令和7年度の相談内容については「人間関係の悩み」や、「配偶者・パートナーとの悩み」が多くあった。また悩みの根本には、ドメスティック・バイオレンス(DV)が隠れているケースが多くみられる。	内閣府の男女共同参画白書では配偶者からの「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」又は「性的強要」のいずれかの被害経験について誰かに相談した経験の調査結果が掲載されている。
②ホームページ、SNS、街頭啓発などによる女性電話相談の周知	【男女共同参画推進室】	○SNS情報発信依頼件数 ○ホームページ更新回数 ■啓発物品への相談先チラシ等の同梱数は、「No.1②男女共同参画関連グッズの配布による啓発」に含む。	・講座開催時や街頭啓発(6月「男女共同参画週間」、11月「女性に対する暴力をなくす運動」期間)でのチラシ配布や、市施設窓口での周知。 ・男女共同参画推進室ホームページ掲載中。 ・市役所庁舎内デジタルサイネージ(電子掲示板)で情報発信。 ・男女共同参画センター広報紙「ゆう」へ記事を掲載1回(3月)。	
③女性電話相談員等の知識や技術の向上のための研修の実施	【男女共同参画推進室】	○相談支援ステップアップ講座開催実績	講座『見えにくい暴力、スマホ時代の「デートDV」を知ろう』 年々増加しているSNSなどを使った暴力の内容や、加害者及び被害者が若年化していることなどについてお話いただいた。 ※詳細は「令和7年度男女共同参画センター事業報告書」(令和8年3月31日)を参照	
④高齢であること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること、性的指向・性自認(性同一性)に関すること、同和問題に関すること等、様々な人権に関わる主な相談窓口の設置や専門機関の紹介	【各課】	■進捗管理項目なし ⇒ 女性からの相談は多数あると考えられるが、女性であることでの複合的な困難な事例かどうかの判別が困難なため。	【男女共同参画推進室】男女共同参画推進室ホームページで女性電話相談を掲載している。 https://www.city.tanabe.lg.jp/soshiki/kikaku/5/4/514.html 【障害福祉室】 自殺対策の一環として、様々な問題等に関わる主な相談窓口や専門機関を一覧化したパンフレットを作成し、街頭啓発や公共施設等で配布した。 【末広児童館】【芳養児童センター】【天神児童館】 教育相談等における相談内容が、様々な人権に関わる問題であった場合には、適切な相談窓口や専門機関につなげることができるよう努めている。	内閣府の男女共同参画基本計画(令和8年3月)※上記No.13の②と同じ項目(第2部Ⅱ第6分野2)の(1)施策の基本的方向 ○性的指向・性自認(性同一性)に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題(部落差別)に関すること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意しこのような人々についての正しい理解を深め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資するよう、人権教育・啓発等を進める。

「第3次田辺市男女共同参画プラン」推進状況報告書(令和7年度)〔各課からの報告〕

基本方針/施策/取組No./具体的な取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、△該当があった場合報告要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和8年3月1日現在または具体的な日があれば記入してください。	参考事項等
基本方針3. 多様な立場の人々が安心できる環境づくり/施策(2)男女間の暴力の根絶をめざす仕組みづくり				
3 (2) No.15 男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成				
①「女性に対する暴力をなくす運動期間」における啓発活動	【企画広報課】	○広報田辺11月号「女性に対する暴力をなくす運動」についての記事掲載状況	広報田辺11月号に「女性に対する暴力をなくす運動」期間について記事掲載、SNSでの情報発信1回。	
	【男女共同参画推進室】	○広報田辺11月号「女性に対する暴力をなくす運動」についての記事掲載状況 ○街頭啓発の実施状況	・広報田辺、市公式SNSについては同上(再掲No.1③)。 ・JR紀伊田辺駅及びパピリオンシティにて街頭啓発を実施。 ・期間中、市役所屋上「田辺市」看板横をパープル色に点灯(女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンの色)。 ・広報紙「ゆう」11月号に関連記事掲載。	
	【図書館】	○啓発コーナー設置状況	・11月啓発コーナーを設置し、ポスター等の掲示と関連図書を展示。 ・随時、啓発物品を配置。	
②ホームページ、SNSによるDV・デートDVについての啓発	【男女共同参画推進室】	ODVに関するSNS情報発信依頼件数 ODVに関するホームページ更新回数	・4月「若年層の性暴力被害予防月間」について及び11月「女性に対する暴力をなくす運動」期間について、市公式SNS(X・Facebook・LINE)情報発信件数各1件、ホームページ更新回数 各1回(再掲No.1③)	
③DV・デートDVに関する講座・講演会などの開催	【男女共同参画推進室】	△DV関係講演会 ※実施があった場合	講座『見えにくい暴力、スマホ時代の「デートDV」を知ろう』(再掲No.14③) ※詳細は「令和7年度男女共同参画センター事業報告書」(令和8年3月31日)を参照	

「第3次田辺市男女共同参画プラン」推進状況報告書(令和7年度)〔各課からの報告〕

基本方針/施策/取組No./具体的な取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、△該当があった場合報告要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和8年3月1日現在または具体的な日があれば記入してください。	参考事項等
3 (2) No.16 関係機関等との連携によるDV被害者の保護と自立に向けた支援				
①和歌山県配偶者暴力相談センター、DV被害者支援センター(紀南DVセンター)、電話・メール・チャット相談「DV相談+」等の相談窓口の周知	【男女共同参画推進室】	△関係機関等のホームページへのリンク ※新規、変更等があった場合内容を記載 ■啓発物品への相談先チラシ等の同梱数は、「No.1②男女共同参画関連グッズの配布による啓発」に含む。	・ホームページに、内閣府男女共同参画局のDV相談や、性暴力に関するSNS相談「Curetime(キュアタイム)」、和歌山県DV相談支援センター等のホームページのリンクを記載し、相談窓口の周知を行った。 ・広報紙「ゆう」11月号「女性に対する暴力をなくす運動」期間の記事の中で、相談窓口の周知を行った。	〔参考〕市民アンケート(R5)の設問等 問29. セクシュアルハラスメント、ストーカ行為、配偶者や交際相手からの暴力について、相談できる窓口としてどのようなところを知っていますか。 1. 警察本部(生活安全企画課)・警察署(中略) 7. 和歌山県配偶者暴力相談支援センター(※現和歌山県DV相談支援センター) 8. 性暴力救援センター和歌山「わかやまmine(マイン)」(以下、省略)
②女性電話相談の実施(再掲・No.14①,17②,19②)	【男女共同参画推進室】	(再掲)	(再掲)	
③県、警察、関係市町村、庁内関係課等と連携したDV被害者対応の実施と情報管理の徹底	【男女共同参画推進室】	■進捗管理項目なし⇒件数も含めて一般に公表する内容ではないため	引き続き関係機関や庁内各課と連携を図り、対応する。	
④DVがある家庭の子どもの情報の厳重な管理と就学機会の確実な確保	【子育て推進課】	■進捗管理項目なし⇒件数も含めて一般に公表する内容ではないため	DV被害家庭からの相談に適切に対応し、守秘義務を厳守の上、必要に応じて関係機関と連携している。就学機会の確保に当たっても、必要に応じて心理・福祉的支援や経済的支援の活用を検討し、引継ぎまたは支援を行っている。	
	【学校教育課】	■進捗管理項目なし⇒件数も含めて一般に公表する内容ではないため	DVがある家庭の子どもの情報については、配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学であることを関係者間で共有するとともに、転学先や居住地等の情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限するなど、情報の厳重な管理について特に配慮している。	平成21年7月13日付け文部科学省「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について(通知)」(※抜粋) ・配偶者からの暴力の被害者の子どもの円滑な就学のための手続の周知や居住地等の情報の厳重な管理についての周知・徹底 ・配偶者からの暴力の被害者の子どもについて就学の機会が確実に確保されるよう、指導の徹底
⑤配偶者等からの暴力、ストーカ行為等の被害者を守る住民基本台帳事務における支援措置(閲覧・写し等の交付の申請・申出の制限)	【市民課】	■進捗管理項目なし⇒件数も含めて一般に公表する内容ではないため	引き続き支援措置を実施する。	総務省ホームページ・「住民基本台帳等」のページ(※抜粋) 配偶者からの暴力(DV)、ストーカ行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方は、申出によって、住民票の写し等の交付等を制限できます。

「第3次田辺市男女共同参画プラン」推進状況報告書(令和7年度)〔各課からの報告〕

基本方針/施策/取組No./具体的な取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、△該当があった場合報告要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和8年3月1日現在または具体的な日があれば記入してください。	参考事項等
⑥配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する被害者等にかかる市営住宅入居資格の整備	【建築課】	■進捗管理項目なし⇒件数であっても一般に公表する内容ではないため。	特になし	田辺市営住宅条例施行規則(※抜粋)(入居者資格) 第2条の2 条例第5条に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でアからウまでのいずれかに該当するもの (以下、略)
基本方針3. 多様な立場の人々が安心できる環境づくり/施策(3)困難を抱える女性への支援				
3 (3) No.17 性暴力・性犯罪被害、ストーカー被害、売買春など困難を抱える女性への支援				
①県、警察、関係市町村、庁内関係課等と連携した性犯罪やストーカー行為、売買春、児童ポルノ等の児童の性的搾取事案、人身取引等に対する注意喚起	【男女共同参画推進室】	△注意喚起方法 ※該当があった場合報告	11月「女性に対する暴力をなくす運動」期間に西牟婁振興局、田辺警察署、和歌山地方法務局田辺支局等と合同で街頭啓発を実施した。	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)教育・啓発【第16条】 ①支援に関し国民の関心と理解を深める ②自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受けることができるようにする
②女性電話相談の実施(再掲・No.14①,16②,19②)	【男女共同参画推進室】	(再掲)	(再掲)	
③県、警察、関係市町村、庁内関係課等と連携した困難を抱える女性への支援	【男女共同参画推進室】	■進捗管理項目なし⇒件数も含めて一般に公表する内容ではないため。	和歌山県主催の「和歌山県困難な問題を抱える女性及びDV被害者等支援調整会議」に出席し、情報収集に努めた。	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)支援調整会議【第15条】地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換・支援内容に関する協議を行う(※構成員の守秘義務・罰則も規定)

「第3次田辺市男女共同参画プラン」推進状況報告書(令和7年度)〔各課からの報告〕

基本方針/施策/取組No./具体的な取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、△該当があった場合報告要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和8年3月1日現在または具体的な日があれば記入してください。	参考事項等
3 (3) No.18 ひとり親家庭への支援				
①児童扶養手当支給	【市民課】	○児童扶養手当の受給者数	令和8年3月1日時点の受給者数等 受給者744人・全部停止者120人(計 受給資格者864人)	
②ひとり親家庭等医療費助成	【保険課】	○ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者数	令和8.2月末時点 751世帯 1,882人 支給件数 25,231件 支給金額 71,220,441円	
③母子・父子自立支援プログラム策定	【子育て推進課】	○母子・父子自立支援プログラムの策定件数	令和7年度 2件 ※和歌山県事業	
④母子・父子家庭自立支援教育訓練給付	【子育て推進課】	○母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金の件数	令和7年度 2件	
⑤母子・父子家庭高等職業訓練促進給付	【子育て推進課】	○母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金の件数	令和7年度 2件	
⑥ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援補助	【子育て推進課】	○ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援の件数	令和7年度 該当なし	
⑦養育費確保支援給付	【子育て推進課】	○養育費確保支援の件数	令和7年度 6件	
⑧ひとり親世帯育児支援助成	【子育て推進課】	○ひとり親世帯育児支援助成の件数	令和7年度 31件	
⑨母子生活支援施設入所措置	【子育て推進課】	○母子生活支援施設入所件数	令和7年度 3件	
⑩母子世帯向け特定目的公営住宅の確保	【建築課】	○母子世帯向け特定目的公営住宅の戸数	令和7年度母子向け住宅(いちご団地)の戸数全体は20戸。 令和7年度 入居なし(申込後辞退あり)	公営住宅法に基づく特定目的公営住宅(母子世帯や高齢者世帯を対象とした公営住宅)。いちご団地(母子向け)は、成人に達しない児童を扶養し、同居している母子世帯を対象に募集する住宅で、入居後、その児童が成人に達するまでに退去。

「第3次田辺市男女共同参画プラン」推進状況報告書(令和7年度)〔各課からの報告〕

基本方針/施策/取組No./具体的な取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、△該当があった場合報告要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和8年3月1日現在または具体的な日があれば記入してください。	参考事項等
基本方針3. 多様な立場の人々が安心できる環境づくり/施策(4)性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進				
3 (4) No.19 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進				
①性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する講座、講演会などの開催	【男女共同参画推進室】	■進捗管理項目なし ⇒ No.1 ①に含まれる。	・ホームページ及び市公式SNS(X・Facebook・LINE)にて内閣府の「SOGIの多様性に関する理解と尊重を目指して」のパンフレット等を掲載し意識啓発を行った(再掲No.1③)。本テーマの講座は開催出来なかった。 ・ポケットブック「セクシュアルマイノリティと人権」を二十歳の集いや、講座開催時、街頭啓発(6月「男女共同参画週間」、11月「女性に対する暴力をなくす運動」期間)等で配布を行った。	・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号) 知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策(法10条1項) ・[参考]市民アンケート(R5)の設問等 問30.「『LGBTQなどの性的少数者(セクシュアルマイノリティ)の方の人権』に関する事で、人権上、どのようなことが問題だと思いませんか。」 回答結果を見ると、「理解や認識が不足している」、「侮辱やいやがらせがある」、「性的指向・性自認について悩みを抱えていることを公表できる社会になっていない」と回答する人が多くなっている。
②女性電話相談の実施(再掲・No.14①,16②,17②)	【男女共同参画推進室】	(再掲)	(再掲)	
③生徒指導提要(改訂版)を踏まえた性的マイノリティの児童生徒に対するきめ細かな対応(再掲・No.2⑥)	【学校教育課】	(再掲)	(再掲)	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)・心身の発達に応じた教育及び学習の振興(法10条1項)
④「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」の周知	【男女共同参画推進室】	△関係機関等のホームページへのリンク ○SNSなどによる周知	・ホームページに和歌山県多様な生き方支援課のホームページのリンクを記載し、「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」の周知を行っている。 ・市役所庁舎内デジタルサイネージ(電子掲示板)で情報発信。	和歌山県パートナーシップ宣誓制度(令和6年2月1日施行)の概要 ・互いを人生のパートナーと約束する一方又は双方が性的少数者のカップルが、協力して共同生活を行うことを宣言し、県が宣誓者に対して受領証を交付する制度。

「第3次田辺市男女共同参画プラン」推進状況報告書(令和7年度)〔各課からの報告〕

基本方針/施策/取組No./具体的な取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、△該当があった場合報告要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和8年3月1日現在または具体的な日があれば記入してください。	参考事項等
基本方針3. 多様な立場の人々が安心できる環境づくり/施策(5)生涯を通じた健康づくり支援				
3 (5) No.20 生涯を通じた健康づくり支援				
①女性が直面する健康課題(月経関連症状、妊娠・出産関連、更年期症状等)に関する情報発信	【男女共同参画推進室】	△関係機関等のホームページへのリンク ※新規、変更等があった場合内容を記載	・ホームページに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)について掲載。また、内閣府男女共同参画局ホームページ「生涯を通じた女性の健康支援」へのリンクを掲載し周知を行っている。	内閣府男女共同参画局ホーム＞主な政策＞女性の活躍促進＞生涯を通じた女性の健康支援＞へのリンク
	【健康増進課】	△関係機関等のホームページへのリンク ※新規、変更等があった場合内容を記載	田辺市のホームページで、妊娠・出産に関する心配事の相談窓口を掲載し、情報発信している。	第3次田辺市健康づくり計画「第3次元気たなべ」第1分野 栄養・食生活、第2分野 運動・身体活動、第3分野 こころの健康づくり(休養・笑い)、第4分野 たばこ、第5分野 歯・口腔、第6分野 生活習慣病予防
②子宮頸がん・乳がん検診の受診率向上	【健康増進課】	○子宮頸がん検診の受診率 ○乳がん検診の受診率	基準日：令和8年3月1日現在 子宮頸がん検診の受診率(20～69歳)22.8% 乳がん検診の受診率(40～69歳)17.6%	内閣府の男女共同参画基本計画(令和8年3月)の成果目標の一つ「子宮頸がん検診、乳がん検診受診率」
③学習指導要領に基づく性に関する指導(再掲・No.2⑤)	【学校教育課】	(再掲)	(再掲)	
3 (5) No.21 妊娠・出産に関する健康づくり支援				
①マタニティスクールによる安産のためのからだづくり等の支援	【健康増進課】	○プレマスクール参加者数	プレマスクール11回開催、 妊婦：43人、夫：11人、合計54人	プレマスクールの内容 1 安産のためのからだづくり～食事と運動 2 赤ちゃんのいる生活って？～子育てのヒント (以下、省略)
②妊婦健康検査による産後間もないお母さんの「こころ」と「からだ」の健康状態の把握と産後初期段階の支援	【健康増進課】	○妊婦健康検査実施人数	基準日：令和8年3月1日現在 妊婦健康診査受診者数(第1回)：200人、 産婦健康診査受診者数：245人	
③保健師による妊娠中の心配事相談や助産師の派遣	【健康増進課】	○妊娠中の心配事相談の助産師派遣回数	基準日：令和8年3月1日現在 助産師の派遣：妊婦訪問数：61回	
④妊娠期の喫煙・受動喫煙や飲酒による健康被害に関する正しい情報発信	【健康増進課】	■進捗管理項目なし ⇒ 妊産婦健康検査、プレマスクールなどにおける個別指導になるため。	妊産婦健康検査、プレマスクール、8か月面談など機会を捉え、個別指導を継続して行っている。	喫煙・受動喫煙による健康被害は健康増進法の守備範囲ではあるが、妊娠期において気を付けなければならない事柄であるので本プランの対象項目としている。

「第3次田辺市男女共同参画プラン」推進状況報告書(令和7年度)〔各課からの報告〕

基本方針/施策/取組No./具体的な取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、△該当があった場合報告要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和8年3月1日現在または具体的な日があれば記入してください。	参考事項等
プランの推進 行政における男女共同参画の推進				
①部門別計画への男女共同参画の視点の盛り込み	【各課】	△計画を策定している課等で新たに男女共同参画の視点を盛り込んだ場合	該当なし	
②男女共同参画の視点を踏まえた市の発行物の検証	【各課】	△発行物がある課の場合は検証についてご記載ください。	【企画広報課】・各課から提出される報道依頼文の表現について、男女共同参画の視点を踏まえたものになっているかチェックした。・市広報紙の編集校正にあたっては、庁内広報委員会の委員に人権推進グループ(人権推進課・男女共同参画推進室)の職員を配置し、人権に配慮した原稿確認を依頼し、人権侵害につながらないように、また男女いずれかにかたよった表現にならないように心がけた。・職員を対象にした情報発信研修の中で「情報発信のためのやさしい表現ガイドライン」に基づき人権に配慮した情報発信への意識掲揚を行った。【南部センター】【西部センター】【芳養児童センター】【天神児童館】【末広児童館】【公民館報：生涯学習課・龍神教育事務所・中辺路教育事務所・大塔教育事務所・本宮教育事務所】【文化振興課】複数名でのダブルチェックにより、男女いずれかにかたよった表現になっていないかなどを検証した。【龍神行政局産業建設課】市の発行物はないが、各団体の発行物等については、人権に配慮した原稿確認を依頼し、人権侵害につながらないように、また、男女いずれかにかたよった表現にならないように心がけた。	
	【男女共同参画推進室】	○広報誌「ゆう」、作成チラシの検証について	性別によってイメージを固定化されないようなイラストや表現に気を付けた。	
③男女共同参画に関する職員研修の実施	【総務課】	△該当があった場合報告要	・ハラスメント研修(研修協議会主催)…係長級1年目(33名)・ハラスメント研修(市独自研修)…係長級6年目(15名)・地方自治体女性交流研究会…指定女性職員(2名)	
	【男女共同参画推進室】	○男女共同参画研修(新採職員)1回/年	令和7年10月1日「男女共同参画研修」新採職員39名受講。	職員研修は「男女共同参画研修」として実施している
④市職員採用試験の受験者や採用者に占める女性の割合の増加	【総務課】	○採用試験に占める女性の割合 ○採用者に占める女性の割合	令和7年4月1日現在 採用試験217人、うち女性82人(女性割合37.8%) 採用者37人、うち女性20人(女性割合54.1%)	内閣府の男女共同参画白書では「地方公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合の推移」(都道府県、政令指定都市)が統計データとして公開されている。

【審議会等一覧(令和7年度女性の参画状況調査票)】 第3次プラン取組項目◇No.4 行政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 ① 審議会等の委員に占める女性の割合の増加 ◇No.7 まちづくりの多様な分野における男女共同参画の推進 ④農業委員など市の非常勤特別職等の委員等に占める女性の割合の増加 ⑤人権擁護委員など国が委嘱する委員に占める女性の割合の増加 ◇No.8 消防・防災分野における男女共同参画の推進 ⑤田辺市消防団女性消防団員の増加

No.	取組項目 No.(第3次 プラン)	内容区分	審議会等	担当課	委員の総数	うち女性 の人数	女性の 割合 (%)
1	No.4①	計画策定	総合計画審議会	企画広報課	30	8	26.7%
2	No.4①	計画策定	地域公共交通活性化協議会	企画広報課	30	1	3.3%
3	No.4①	計画策定	交通安全対策会議	自治振興課	R7なし	-	-
4	No.4①	計画策定	防災会議	防災まちづくり課	40	7	17.5%
5	No.4①	計画策定	国民保護協議会	防災まちづくり課	38	6	15.8%
6	No.4①	計画策定	地域福祉計画策定・推進委員会	福祉課	18	4	22.2%
7	No.4①	計画策定	田辺市民総合センター整備方針検討委員会	市民総合センター整備室	19	10	52.6%
8	No.4①	計画策定	子ども・子育て会議	子育て推進課	18	7	38.9%
9	No.4①	計画策定	高齢者福祉計画策定委員会	やすらぎ対策課	23	5	21.7%
10	No.4①	計画策定	障害者施策推進協議会	障害福祉課	27	12	44.4%
11	No.4①	計画策定	健康づくり推進協議会	健康増進課	26	12	46.2%
12	No.4①	計画策定	農業振興地域整備促進協議会	農業振興課	19	0	0.0%
13	No.4①	計画策定	立地適正化計画策定委員会	都市計画課	16	5	31.3%
14	No.4①	計画策定	森づくり構想策定等委員会	山村林業課	3	2	66.7%
15	No.4①	方針決定	人権教育啓発推進懇話会	人権推進課	29	10	34.5%
16	No.4①	方針決定	男女共同参画懇話会	男女共同参画推進室	16	7	43.8%
17	No.4①	方針決定	特別職報酬等審議会	総務課	R7なし	-	-
18	No.4①	方針決定	国民健康保険運営協議会	保険課	18	7	38.9%
19	No.4①	方針決定	し尿収集運搬料金等協議会	廃棄物処理課	R7なし	-	-
20	No.4①	方針決定	中山間地域等直接支払制度基準検討委員会	農業振興課	15	0	0.0%
21	No.4①	方針決定	市有林経営委員会	山村林業課	7	0	0.0%
22	No.4①	方針決定	木材加工場経営委員会	山村林業課	6	0	0.0%
23	No.4①	方針決定	都市計画審議会	都市計画課	17	3	17.6%
24	No.4①	方針決定	景観審議会	都市計画課	15	1	6.7%
25	No.4①	方針決定	水道事業経営審議会	水道業務課	13	3	23.1%
26	No.4①	方針決定	教育委員	教育総務課	4	2	50.0%
27	No.4①	方針決定	社会教育委員	生涯学習課	13	7	53.8%
28	No.4①	方針決定	文化財審議会	文化振興課	17	1	5.9%
29	No.4①	方針決定	景観保全審議会	文化振興課	12	2	16.7%
30	No.4①	方針決定	財産区管理会	本宮総務課	7	0	0.0%
31	No.4①	方針決定	龍神村水道水源保護審議会	環境課	9	1	11.1%
32	No.4①	方針決定	中辺路町水道水源保護審議会	環境課	4	0	0.0%
33	No.4①	方針決定	大塔村水道水源保護審議会	環境課	6	1	16.7%
34	No.4①	方針決定	本宮町水道水源保護審議会	環境課	5	0	0.0%
35	No.7④	審査・採択・認定	表彰審査会	秘書課	7	1	14.3%
36	No.7④	審査・採択・認定	文化賞推薦委員会	秘書課	10	3	30.0%
37	No.7④	審査・採択・認定	民生委員推薦会	福祉課	14	4	28.6%
38	No.7④	審査・採択・認定	修学奨学生選考委員会	教育総務課	10	4	40.0%
39	No.7④	審査・採択・認定	スポーツ賞選考委員会	スポーツ振興課	12	1	8.3%
40	No.7④	審査・採択・認定	美術館作品選定委員会	美術館	4	1	25.0%
41	No.7④	審査・採択・認定	指定管理者選定委員会	企画広報課	6	0	0.0%
42	No.7④	審査・採択・認定	地域公共交通会議	企画広報課	24	0	0.0%
43	No.7④	審査・採択・認定	福祉有償運送運営協議会	企画広報課	15	1	6.7%
44	No.7④	審査・採択・認定	まち・ひと・しごと創生総合戦略評価検証会議	企画広報課	10	2	20.0%
45	No.7④	審査・採択・認定	みんなでまちづくり補助金交付審査委員会	自治振興課	7	2	28.6%
46	No.7④	審査・採択・認定	地域保健福祉推進補助金交付審査委員会	福祉課	8	2	25.0%
47	No.7④	審査・採択・認定	田辺周辺5市町障害支援区分認定等審査会(広域)	障害福祉課	10	7	70.0%
48	No.7④	審査・採択・認定	介護認定審査会	やすらぎ対策課	36	11	30.6%

【審議会等一覧(令和7年度女性の参画状況調査票)】 第3次プラン取組項目◇No.4 行政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 ① 審議会等の委員に占める女性の割合の増加 ◇No.7 まちづくりの多様な分野における男女共同参画の推進 ④農業委員など市の非常勤特別職等の委員等に占める女性の割合の増加 ⑤人権擁護委員など国が委嘱する委員に占める女性の割合の増加 ◇No.8 消防・防災分野における男女共同参画の推進 ⑤田辺市消防団女性消防団員の増加

No.	取組項目 No.(第3次 プラン)	内容区分	審議会等	担当課	委員の総数	うち女性 の人数	女性の 割合 (%)
49	No.7④	審査・採択・認定	老人ホーム入所判定委員会	やすらぎ対策課	4	1	25.0%
50	No.7④	審査・採択・認定	農業教育振興委員会	農業振興課	12	2	16.7%
51	No.7④	審査・採択・認定	教育委員会事務事業評価委員会	教育総務課	5	2	40.0%
52	No.7④	審査・採択・認定	調理等業務委託候補事業者選定委員会	給食管理室	R7なし	-	-
53	No.7④	審査・採択・認定	ふるさと文化振興補助金交付審査委員会	文化振興課	7	2	28.6%
54	No.7④	審査・採択・認定	美術展覧会運営委員会	文化振興課	38	19	50.0%
55	No.7④	事案対応	公平委員会	公平委員会事務局	3	1	33.3%
56	No.7④	事案対応	固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会事務局	3	0	0.0%
57	No.7④	事案対応	情報公開・個人情報保護審査会	総務課	3	0	0.0%
58	No.7④	事案対応	職員懲戒審査委員会	総務課	R7なし	-	-
59	No.7④	事案対応	住宅新築資金等貸付金償還促進委員会	人権推進課	12	0	0.0%
60	No.7④	事案対応	児童問題対策地域協議会	子育て推進課	38	14	36.8%
61	No.7④	事案対応	高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会	やすらぎ対策課	18	5	27.8%
62	No.7④	事案対応	地域ケア会議	やすらぎ対策課	8	5	62.5%
63	No.7④	事案対応	地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会	やすらぎ対策課	8	2	25.0%
64	No.7④	事案対応	自立支援協議会	障害福祉課	61	27	44.3%
65	No.7④	事案対応	ひきこもり検討委員会	健康増進課	33	17	51.5%
66	No.7④	事案対応	保健衛生事故調査会	健康増進課	8	1	12.5%
67	No.7④	事案対応	いじめ問題専門委員会	学校教育課	5	2	40.0%
68	No.7④	事案対応	いじめ問題対策連絡協議会	学校教育課	10	3	30.0%
69	No.7④	事案対応	いじめ問題再調査委員会	総務課	R7なし	-	-
70	No.7④	事案対応	教育支援委員会	学校教育課	11	4	36.4%
71	No.7④	事案対応	不登校問題対策委員会	学校教育課	10	5	50.0%
72	No.7④	施設運営	ひき岩群国民休養地運営委員会	環境課	13	1	7.7%
73	No.7④	施設運営	南部センター・デイ・サービス事業運営協力委員会	南部センター	21	11	52.4%
74	No.7④	施設運営	西部センター・デイ・サービス事業運営協力委員会	西部センター	23	7	30.4%
75	No.7④	施設運営	芳養センター・デイ・サービス事業運営協力委員会	芳養センター	15	4	26.7%
76	No.7④	施設運営	末広児童館運営協力委員会	末広児童館	22	12	54.5%
77	No.7④	施設運営	天神児童館・南松原運営協力委員会	天神児童館	23	7	30.4%
78	No.7④	施設運営	芳養児童センター運営協力委員会	芳養児童センター	15	4	26.7%
79	No.7④	施設運営	学社融合推進協議会	学校教育課	213	67	31.5%
80	No.7④	施設運営	城山台学校給食センター運営委員会	給食管理室	27	13	48.1%
81	No.7④	施設運営	南方熊楠顕彰館運営協議会	文化振興課	9	4	44.4%
82	No.7④	施設運営	図書館協議会	図書館	10	8	80.0%
83	No.7④	施設運営	歴史民俗資料館運営委員会	文化振興課	6	0	0.0%
84	No.7④	施設運営	美術館協議会	美術館	11	4	36.4%
85	No.7④	委員活動(事務局)	監査委員	監査委員事務局	2	0	0.0%
86	No.7④	委員活動(事務局)	農業委員	農業委員会事務局	18	0	0.0%
87	No.7④	委員活動(事務局)	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	4	1	25.0%
合計81(上記No.1～87・R7なしの6審議会を除く)／うち女性を含む審議会等数は66					1,422	418	29.4%
88	No.7④	委員活動	高校生レポーター	企画広報課	7	4	57.1%
89	No.7④	委員活動	交通指導員(R80201現在)	自治振興課	112	10	8.9%
90	No.7④	委員活動	地籍調査推進委員	土地対策課	67	2	3.0%

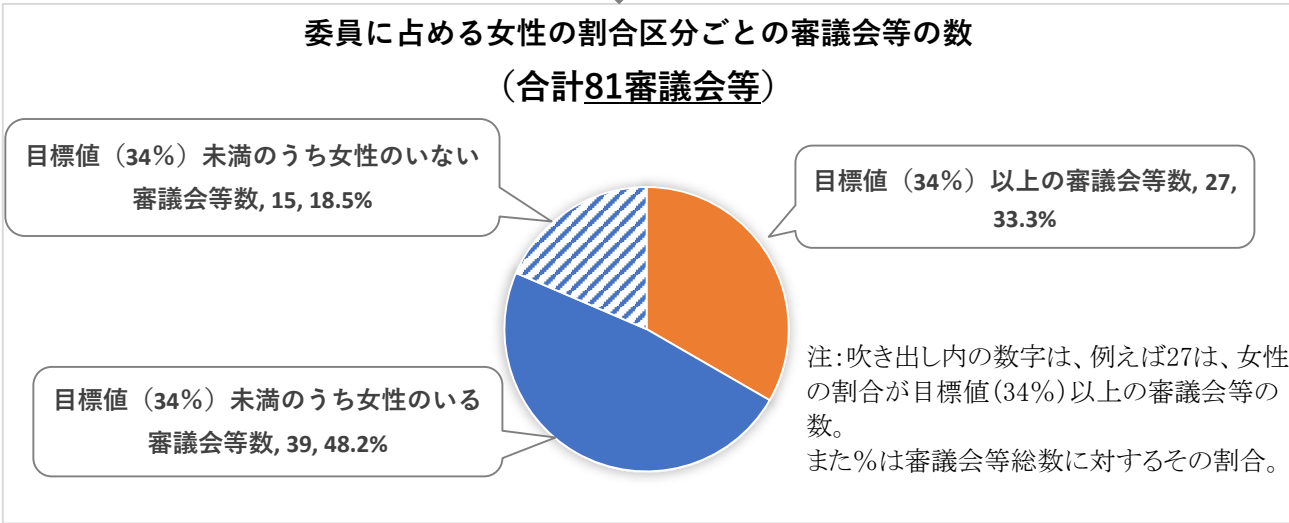
【審議会等一覧(令和7年度女性の参画状況調査票)】 第3次プラン取組項目◇No.4 行政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 ① 審議会等の委員に占める女性の割合の増加 ◇No.7 まちづくりの多様な分野における男女共同参画の推進 ④農業委員など市の非常勤特別職等の委員等に占める女性の割合の増加 ⑤人権擁護委員など国が委嘱する委員に占める女性の割合の増加 ◇No.8 消防・防災分野における男女共同参画の推進 ⑤田辺市消防団女性消防団員の増加

No.	取組項目 No.(第3次 プラン)	内容区分	審議会等	担当課	委員の総数	うち女性 の人数	女性の 割合 (%)
91	No.7④	委員活動	障害者相談員	障害福祉課	15	8	53.3%
92	No.7④	委員活動	母子保健推進員	健康増進課	70	70	100.0%
93	No.7④	委員活動	鳥獣被害対策実施隊員	農業振興課	195	8	4.1%
94	No.7④	委員活動	農地利用最適化推進委員	農業委員会事務局	26	2	7.7%
95	No.7④	委員活動	地区公民館長	生涯学習課	19	1	5.3%
96	No.7④	委員活動	公民館の分館長	生涯学習課	18	0	0.0%
97	No.7④	委員活動	生涯学習(人権)推進員	生涯学習課	44	19	43.2%
98	No.7④	委員活動	スポーツ推進委員	スポーツ振興課	57	13	22.8%
99	No.7④	委員活動	文化財愛護協力員	文化振興課	30	5	16.7%
100	No.7⑤	委員活動	人権擁護委員	人権推進課	20	8	40.0%
101	No.7⑤	委員活動	行政相談委員	自治振興課	5	1	20.0%
102	No.7⑤	委員活動	保護司	自治振興課	48	7	14.6%
103	No.7⑤	委員活動	民生委員・児童委員	福祉課	254	125	49.2%
104	No.8⑤	委員活動	消防団員	消防総務課	217	7	3.2%

1.各種審議会等における女性委員の割合の目標値は、令和7年度で34.0%〔田辺市総合計画後期基本計画〕

2.委員に占める女性の割合区分ごとの審議会等の数

ここでは、合計81審議会等(上記No.1～87のうちR7なしの6審議会を除く)を集計しています。
※No.88～104の委員活動は含めていません。



昨年度 (令和6年度) との比較

